

環 保 第 1 9 7 7 号

平 成 17 年 10 月 6 日

日本ノボパン工業株式会社

代表取締役社長 山本 拓 様

大阪府知事 齊藤 房江

ノボパン木屑リサイクル事業に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見（申述）

平成 17 年 5 月 26 日付けで提出のあった標記準備書について、環境の保全の見地から検討した結果、概ね妥当なものと判断しましたが、事業による環境への影響を極力小さくする観点から、大阪府環境影響評価条例第 22 条第 1 項の規定により、事業者が考慮すべき事項について別紙のとおり意見を述べます。

〔連絡先〕

大阪府環境農林水産部環境管理室

環境保全課 アセスメントグループ

：06-6944-0351(内線 3855)

FAX：06-6944-6711

別紙

1 大気質

- (1) 本事業計画では、現状より二酸化窒素の排出量が減少するものであるが、産業廃棄物焼却施設からの排ガスや粉じんによる周辺環境への影響を、可能な限り軽減する観点から、準備書に記載された大気汚染防止対策及び排煙脱硝装置の維持管理を確実に実施すること。
- (2) 塩化水素、ダイオキシン類の排出濃度をより一層低減させるため、施設の稼働後においては、建設発生木材及び燃料チップ中の異物の除去について徹底すること。
- (3) 建設機械排出ガスの影響を可能な限り軽減する観点から、準備書に記載された環境保全対策を確実に実施すること。
- (4) 事業関連車両等及び工事用車両等の影響を可能な限り軽減する観点から、準備書に記載された環境保全対策を確実に実施すること。

2 水質

- (1) 建設工事排水の処理については、降雨量によっては原水槽の貯留能力を超えた濁水が発生することもあることから、濁水が流出しないよう適切な措置を行うこと。

3 騒音

- (1) 事業計画地周辺及び住宅地において騒音の事後調査を行い、必要に応じて適切な対策を講じること。
- (2) 廃棄物処理施設及び東門の出入口については、関連車両出入り時以外は扉を閉め、騒音の漏れを極力低減すること。
- (3) 事業関連車両については、車両台数の抑制、高速道路の使用、車両集中の回避等を図るため、搬入車両台数等を事後調査により把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。

4 振動

- (1) 機器を固定する基礎については、振動の伝搬防止効果が十分に確保された堅固なものとし、施設稼働後には、事業計画地周辺及び住宅地において振動の事後調査を行い、必要に応じて適切な対策を講じること。

5 低周波音

- (1) 機器の選定に当たっては、低周波音を抑えた機器を採用すること。
- (2) 事業計画地周辺及び住宅地において低周波音の事後調査を行い、必要に応じて適切な対策を講じること。

6 悪臭

- (1) 臭気漏洩防止対策として、原料用チップ保管施設を早期に設置するよう検討すること。
- (2) 悪臭物質濃度等の予測については、気象条件や施設稼動状況の変動などによる不確実性が高いことから、環境への影響の程度を確認するため施設稼動後において事後調査を行うこと。また、施設の稼動に当たっては、準備書記載の環境保全対策の徹底を図ることはもとより、建屋内の空気を排気する場合は、施設稼動後に排気ガスの臭気についても調査し、必要に応じて適切な対策を検討すること。

7 人と自然との触れ合い活動の場

- (1) 快適性向上の観点から、廃棄物処理施設及び東門の出入口扉の管理による騒音の低減や、悪臭に係る現況の施設改善など環境保全対策の徹底を図ること。

8 景観

- (1) 旧堺燈台からの景観の重要性に鑑み、旧堺燈台側敷地境界での植樹による修景を検討するなど、美しい景観形成に積極的に努めること。
- (2) 大浜北公園等の視点から見た施設のブルー配色計画の部分については、周辺と調和した色彩となるよう検討すること。

9 廃棄物、発生土

- (1) 建設発生木材の受入時の確認及び異物除去機への投入時の監視並びに異物除去機の調整等は経験的な要素により大きく左右されることが考えられることから、確認・監視のマニュアルの作成、担当職員へのマニュアルの徹底、異物除去機の調整・保守マニュアルの整備など維持管理を徹底すること。
- (2) 生産工程で必要とされる電力、熱の量に対応したチップの焼却量をその都度算定し、熱エネルギーを最も有効に使えるように焼却炉を運転するなど、飛灰発生量の抑制に努めること。

- (3) 燃料チップへの CCA 木材混入のおそれについて、購入先のチップ製造会社に対して品質上の確認を事前に行うとともに、供用後の一定期間は飛灰中のクロム、銅、砒素濃度の状況を適宜把握すること。
- (4) 解体や各施設の建設工事の実施に伴って発生する廃棄物については、再資源化など有効利用が確実に実施できるよう分別を徹底すること。
- (5) スレートなどのアスベスト含有物を解体する場合には、今後、解体に関する規制の強化が予定されているので、その動向を注視し、飛散防止措置など万全の措置がとられるよう特に留意すること。

1 0 地球環境（温室効果ガス）

- (1) 建設機械の稼働や工事用車両の走行における温室効果ガス排出量については、低公害車等の使用、アイドリングストップの徹底など排出量の削減のために配慮した事項等を基に評価すること。